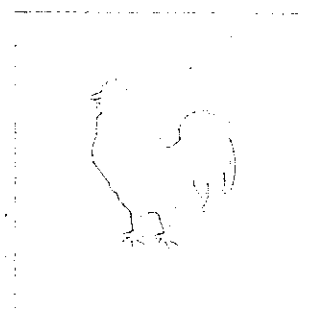
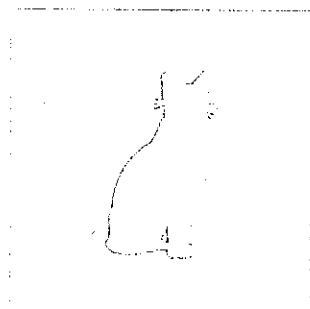
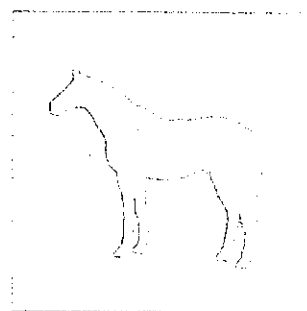


日本獣医師会小動物臨床部会
学校動物飼育支援対策検討委員会報告

学校動物飼育支援活動の標準化に向けて 活動のガイドライン



平成23年6月

目 次

はじめに

1 地方獣医師会における活動推進状況の確認・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2 学校獣医師制度創設と獣医師の活動・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

(1) 獣医師会と行政との連携のための協議

(2) 活動の目的

(3) 活動の内容

3 日本獣医師会の地方獣医師会への支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

(1) 地方獣医師会の活動実績に関する情報の収集・提供

(2) 地方獣医師会学校動物飼育支援担当者の情報交換の場の設定

(3) 獣医師向け研修会の支援

(4) 地方獣医師会における獣医師や教育関係者に対する講習会の支援

(5) 学校教育課程における適正な動物飼育の実施に関する普及啓発

資料一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

はじめに

学校における動物飼育は、命の大切さ、愛する心、思いやりの心などの情操教育に効果的であり児童や生徒の健全な育成に役立つと評価されている。また、児童生徒が年間を通じて、飼育及び観察・記録し、動物を飼育することは動物の世話やふれあいから責任感、協調性、自制心、自尊心、価値観の多様性などの心身の健全な発達ならびに豊かな人間性の涵養に寄与すると考えられ、平成23年に完全実施される新しい学習指導要領では生活科、理科、特別活動などの学習内容として取り入れられる。

獣医師が小中学校、幼稚園等教育関連施設で飼育している動物の習性、正しい飼い方、接し方、健康管理及び衛生管理等について指導、助言、支援することは、社会教育活動に効果的に寄与できる活動と考えられ、今後獣医師会における公益活動の柱として位置づけられる。

これまでも、学習指導要領の解説書では、学校における動物飼育については地域の獣医師と連携を図るよう明記されている。各地方獣医師会においては学校から相談があればいつでも協力できるような支援体制作りに努め、この体制を全国に広げることが重要である。

今期の委員会活動においては、地方獣医師会による活動の標準化のために具体的なガイドラインを示すこととした。本ガイドラインには、活動を推進するために各地域の具体的な方策や事例等の資料を掲載した。なお、地方獣医師会の協力により調査した平成21年度の全国状況を巻末に掲載したが、本ガイドラインが地域における獣医師会と教育行政との連携や協力を推進するうえで一助となれば幸いである。

委員長 近藤 信雄

1 地方獣医師会における活動推進状況の確認

学校における適切な動物飼育を推進するためには、地域の獣医師会が教育行政と連携して「管内教育施設の適切な動物飼育を支援する体制」を構築・維持することが重要である。そのためには、次項以下に示した獣医師会による学校の動物飼育支援活動の目的や在り方を、各地方獣医師会が確認して活動方針を共有することが必要である。

各地域において活動を推進するには、学校動物飼育委員会を設置して、事業内容を整理し随時体制構築の推進状況を把握しながら具体的な対応を図る必要がある。参考までに、平成19年に日本獣医師会が提言した活動指針に基づいて東京都獣医師会が作成した事業要綱など、先進地方会の要綱を示す（資料1）。

2 学校獣医師制度創設と獣医師の活動

学校獣医師制度は、各地域の教育施設において、児童の健全育成に有用な動物飼育活動を継続できるように、行政が、近隣の動物病院の獣医師の支援を得て、適正な飼育活動を維持するための制度である。その創設に関して、従来は、行政が獣医師会からの働きかけを受けて、獣医師会との連携を検討するようになる傾向が強いため、まず、獣医師会が主体的に活動を開始する必要がある。

(1) 獣医師会と行政との連携のための協議

連携する行政としては、都道府県政令市と市区町村が考えられるが、公立の小学校や幼稚園は市区町村自治体に属しているため、地域の学校に関わる契約等は、直接市区町村自治体と締結することが望まれる。地方獣医師会としては、都道府県政令市や市区町村の教育行政に働きかけ、その理解を得ながら連携を確保することが安定的な事業の実施につながる（資料2：自治体との連携構築に向けて）。

行政との相談にあたっては、地方獣医師会は教育委員会を窓口とするが、動物飼育は児童の衛生と健全育成の両方に関わる重要な事項なので、総括する学校教育部との交渉を求める必要がある（資料3：市区町村連携事業例）。

(2) 活動の目的

獣医師は、子どもの情操教育と動物愛護の両者のことを考慮し、以下の事項を活動の目的とする。

1) 「子どもが動物に愛着を感じる飼育」を実現する。

子どもが動物に愛着を感じない飼育は、子どもへの良い影響は与えられない。

2) 衛生環境を確保し、飼育管理指導を実施する。

獣医師の専門知識をもって、動物の衛生状態に不安を持っている学校関係者に必要な対応を知らせるとともに、必要な飼育管理の助言と支援を実施し、不安を解消させる。

なお、獣医師の助言により必要な管理を行うのは、学校であり、獣医師及び獣医師会が直接学校の飼育を管理することはできないことを認識すべきである。

3) 学校と地域との調和を図る。

保護者あるいは地域住民から、学校における動物飼育に関して批判を受けた場合や鳥インフルエンザ発生時に見られた誤解に基づく飼育放棄等に対して、獣医師が科学的な根拠を示して、学校側の対応が理解を得られるよう支援する。

(3) 活動の内容

獣医師及び獣医師会は、教育委員会と連携しながら以下の活動を実施する（資料4：学校にかかわる獣医師の留意点）。

1) 動物飼育に関する相談を受ける

傷病への対応、飼育方法の他、授業支援など学校の要望を協議し、可能な事例に対応する（資料5：診療記録簿書式例）。

2) 動物飼育指導

ア 講習会（都道府県、市区町村自治体単位、あるいは学校単位で開催）

目的：学校での動物飼育について、獣医師と教育関係者が共通の理解を持ち飼育管理指導を実施する。

内容：飼育活動の在り方と教育的意義のある実践例を示す。

（資料6：教員向け講演内容と留意点）

衛生環境の維持や飼育に係る課題への対応法。

教職員を対象とする動物とのふれあい実習。

イ 学校への定期訪問（資料 7：学校訪問時の記録書式）

目的：各教育施設の現状を把握し、改善に関する助言を行う。

方法：獣医師は学校側と事前に相談し、内容に応じて訪問する（少なくとも年に 1 回の訪問が望ましい）。訪問時は飼育の様子を観察して、飼育に関する助言を行い動物飼育に係る授業等を支援する（資料 8：動物ふれあい授業案）。訪問に当たっては、校長などの管理職と飼育担当教員の両者と面談し、学校の事情を理解しながら意見交換することにより、学校全体との共通理解を図ることが望ましい。

ウ 死亡動物への対応

目的：動物が死亡した際、子どもたちへの適切なケアを行う。

方法：動物の死亡原因を検査し、死について子どもの気持ちを考えながら説明し、お別れをさせ、学校には原因を説明し、助言を行う。
死体を霊園などの協力を得て、適切に埋葬する。学校側には、子どもの気持ちを考慮し、動物をそれ相当に扱うべきであると提案する（資料 9：契約書例）。

3 日本獣医師会の地方獣医師会への支援

日本獣医師会は、会員の協力及び社会的理解を得て、また、日本小動物獣医師会等他団体との協調の下、地方獣医師会の活動を以下のように支援する。

(1) 地方獣医師会の活動実績に関する情報の収集・提供

毎年度各地方会獣医師会から、管内における飼育支援事業の実績等の報告を受け、取りまとめて地方獣医師会に情報提供する。また、同時に関係者にも情報提供を行なう（資料 10：地方獣医師会支部の活動に関する調査紙、巻末：平成 21 年度地方獣医師会活動状況）。

(2) 地方獣医師会学校動物飼育支援担当者の情報交換の場の設定

地区連合大会、日本獣医師会三学会年次大会などにおいて、各地方獣医師会の担当者

による会議を設置し、地域活動推進のための情報交換の場とする。

(3) 獣医師向け研修会の支援

地方獣医師会に学校動物飼育支援に関する指導的な獣医師グループを構築するために、日本獣医師会獣医学術学会年次大会の場等において、飼育支援の基礎と子どもへの関わり方などについての実習などを、関係団体と協力して開催する。学校獣医師養成の研修会に対し、国からの支援を要請する。

(4) 地方獣医師会における獣医師や教育関係者に対する講習会の支援

学校での動物飼育活動の普及啓発・円滑支援を行うためには、地方獣医師会が会員の獣医師に対して学校動物飼育への理解と協力が重要である。そのためには、獣医師に対する飼育支援方法、診療技術や動物介在教育に関する研修、講習会の開催、また、教育関係者や市民への講座や研修の開催が必要である。講習会の充実を図るため、地方獣医師会の要望に応じて、関連分野での講師を紹介する必要がある(資料 11: 紹介講師名簿)。

(5) 学校教育課程における適正な動物飼育の実施に関する普及啓発

動物愛護法や動物飼育に関する情報を提供することにより、その意義と方法が認識され理解につながる。日本獣医師会と地方獣医師会は、全国の獣医師会の実績、獣医師の支援のある学校での動物飼育が子どもに与える影響と教育的効果の調査結果を各界に発表していく必要がある。また獣医師や教員、保護者、マスコミが一同に集って学校における動物飼育とそれを支える獣医師会の支援体制などについての情報交換を行う場である全国学校飼育動物研究会等の大会を支援し、これを普及啓発の場として活用するべきである。(資料 12: 学校教育課程における動物飼育の適正実施の普及啓発、資料 13・14: 学校動物飼育の子供への影響事例)

また、教育現場における普及の方法論としては、教員養成大学の中での飼育にかかわる授業科目の創設の推進が挙げられる。地方獣医師会と大学が連携して、動物飼育授業が行なわれ単位の取得がなされることにより、よりよい教育者を育成できると考えられる。(資料 15: 動物飼育と教育の参考書)。

資料一覽

資料1：学校動物飼育支援のための事業要綱

群馬県獣医師会	学校獣医師指定要項	11
	平成22年度動物ふれあい教室事業実施要項	
	動物ふれあい教室事業実施事務手続き	
東京都獣医師会	学校飼育動物活動事業要綱	
岐阜県獣医師会	学校飼育動物サポート事業マニュアル	
新潟県獣医師会	学校飼育動物ス園事業実施マニュアル・実施規則	
滋賀県獣医師会	学校飼育動物事業委員会運営要項	
福岡県獣医師会	学校動物等調査研究活動実施要領	

資料2：自治体との連携構築に向けて

市区町村行政との連携構築に向けて	中川美穂子	27
福岡県獣医師会と連携した事業等の経過とその成果		

資料3：市区町村連携事業（例東京都、岐阜県）

平成20年度東京都獣医師会支部学校飼育動物関連事業一覧	30
岐阜県における学校飼育委託事業	

資料4：学校にかかわる時の留意点 中川美穂子「学校獣医師の役割と診療」より

資料5：診療記録簿書式例

群馬県獣医師会	動物ふれあい事業業務結果書	35
東京都獣医師会	()市学校飼育動物診療・指導記録	
岐阜県獣医師会	学校飼育動物サポート記録	
	健康診断（異常個体）チェック	
	学校飼育動物相談・治療・講演 依頼書	
	報告書	
新潟県獣医師会	平成22年度学校動物診療依頼書	
	平成22年度学校動物診療報告書	
	平成22年度学校飼育動物健康診断依頼書	
	平成22年度学校飼育動物健康診断報告書	
	平成22年度学校飼育動物年間診療明細書	
	平成22年度学校飼育動物健康診断実施明細書	

滋賀県獣医師会 学校飼育動物に関する支援状況報告
福岡県獣医師会 学校飼育動物相談記録用紙

資料 6 : 教員向け講演内容と留意点	50
教員向け講演内容と留意点 中川美穂子「学校獣医師の役割と診療」より	
福岡県獣医師会 学校における望ましい動物飼育のあり方について	
資料 7 : 学校訪問時の記録書式	67
群馬県獣医師会 資料 5 参照	
東京都獣医師会 () 市獣医師会定期学校訪問票	
岐阜県獣医師会 資料 5 参照	
新潟県獣医師会 資料 5 参照	
滋賀県獣医師会 訪問記録	
資料 8 : 動物ふれあい授業案	69
東京都獣医師会 飼育導入時のふれあい授業	
群馬県獣医師会 資料 5 参照	
資料 9 : 契約書例	71
東京都獣医師会 契約締結にあたって 契約書 説明書	
岐阜県獣医師会 委託契約書 仕様書	
新潟県獣医師会 学校(園)飼育動物診療・飼育指導・健康診断委託契約書	
滋賀県獣医師会 業務委託契約書	
福岡県獣医師会 「学校動物等調査研究活動」に関する覚書	
資料 10 : 地方獣医師会支部の活動に関する調査紙	93
東京都獣医師会 平成 21 年度都内区市町村における学校飼育動物関連事業調査用紙	
支部学校動物飼育支援関連事業調査紙	
資料 11 : 紹介講師名簿 講師リスト	95
資料 12 : 学校教育課程における動物飼育の適正実施の普及啓発 中川美穂子	97
資料 13 : 学校動物飼育の子供への影響事例	
学年動物飼育が動物に関する知識および心理的成長に与える影響	99

資料 14：学校動物飼育の子供への影響事例・・・・・・・・・・	100
学校で動物飼育を頑張った子は、社会への関心が高く素直に感動できる	
資料 15：動物飼育と教育の参考書・・・・・・・・・・	101
巻末 1：平成 21 年度学校動物飼育支援体制のまとめ・・・・・・・・	102
巻末 2：平成 21 年度学校動物飼育支援事業に係る地方会アンケート集計結果・・・・・・・・	103

学校獣医師指定要項

(趣 旨)

- 1 子どもたちと動物とのふれあいを通して動物愛護の精神の向上を図るとともに、動物由来感染症の防止など、安全で快適に学べる教育の場を提供するために、社団法人群馬県獣医師会（以下、獣医師会という。）との連携のもとに学校獣医師を指定する。

(指定方法)

- 2 群馬県が実施する動物ふれあい教室事業に参加する公立小学校及び特別支援諸学校の担当獣医師を群馬県教育委員会が学校獣医師として指定し、指定書を交付する。

(指定期間)

- 3 指定期間は年度単位とし、群馬県が獣医師会に動物ふれあい教室事業として委託する期間とする。

(業務内容)

- 4 学校獣医師は、次の各号に掲げる業務を実施するものとする。

(1) 衛生管理指導

全ての事業対象施設に飼育動物の衛生管理指導等を行い、動物由来感染症防止対策（飼育動物の健康診断、飼育管理指導）を行うとともに、必要な治療を行う。

(2) 体験授業活動

登録施設のうち希望施設に対して「ふれあい体験授業*」を行い、動物愛護の啓発と学校授業への協力を行う。

(3) その他事業

本事業を普及し、動物の正しい飼育方法や愛護思想の普及を図るため、県総合教育センター等が行う講習会等の関係事業への協力を行う。

*ふれあい体験授業とは、飼育動物と子どもたちが直接ふれあう実体験授業を指す。

(その他)

- 5 この定めのほか、業務の円滑な実施のために必要な事項については、学校長と担当獣医師が協議して決定する。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成18年9月1日より施行する。

平成22年度動物ふれあい教室事業実施要項

(目的)

- 1 子供達が動物とのふれあいを通して、動物の生態や正しい飼い方等を体験し、動物愛護精神の啓発を図るとともに、動物由来感染症防止対策を講じ、安全で快適に学べる保育、教育の場を提供することを目的としている。

(事業実施者)

- 2 この事業は、群馬県知事（以下、「県」という。）が、社団法人群馬県獣医師会（以下、「獣医師会」という。）に業務委託して、実施するものとする。

(事業対象)

- 3 小動物等を飼育し、動物愛護指導に熱心に取り組み、且つ本事業の導入を希望する幼稚園、保育所及び小学校、特別支援学校（以下、「事業対象施設」という。）で、県が予算の範囲で別に定める施設とする。

(実施期間)

- 4 本事業の実施期間は、年度単位で、獣医師会へ委託する期間（原則として1ヵ年間以内）とする。

(事業実施獣医師)

- 5 獣医師会は、各学校・幼稚園・保育所に派遣する獣医師を決定するものとする。

(事業項目)

- 6 この事業は、次の各号に掲げる項目を実施するものとする。
 - (1) 衛生管理指導
すべての事業対象施設に飼育動物の衛生管理指導等を行い、動物由来感染症防止対策（飼育動物の健康診断、飼育管理指導）を行うとともに、必要な治療を行う。
 - (2) 体験授業活動
登録施設のうち、希望施設に対して「ふれあい体験授業*」を行い、動物愛護の啓発と学校授業への協力をを行う。
 - (3) その他事業
本事業を普及し、動物の正しい飼育方法や愛護思想の普及を図るため、県教育指導センター等が行う講習会等の関係事業への協力をを行う。

※ ふれあい体験授業とは、飼育動物と子供達が直接ふれあう実体験授業を指す。

(事業の方法)

- 7 業務の具体的実施方法については、県と獣医師会が協議して定めるものとする。ただし、この定めその他、業務の円滑な実施のために必要な事項については、各事業対象施設と担当獣医師の協議により決定できるものとする。

(事業の報告)

- 8 報告書の提出先
本事業が実施された場合には、担当獣医師から複写の業務結果報告書が提出されますので、学校等記入欄に感想、要望等を記入の上、公立の小学校、幼稚園、特別支援学校については、教育委員会経由で、私立幼稚園、保育所、国立小学校等は、FAX 又は郵送等により直接、衛生食品課あて送付ください。

報告先：

群馬県健康福祉部食品安全局衛生食品課生活衛生係動物愛護担当
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
TEL 027-226-2445 FAX 027-220-4300

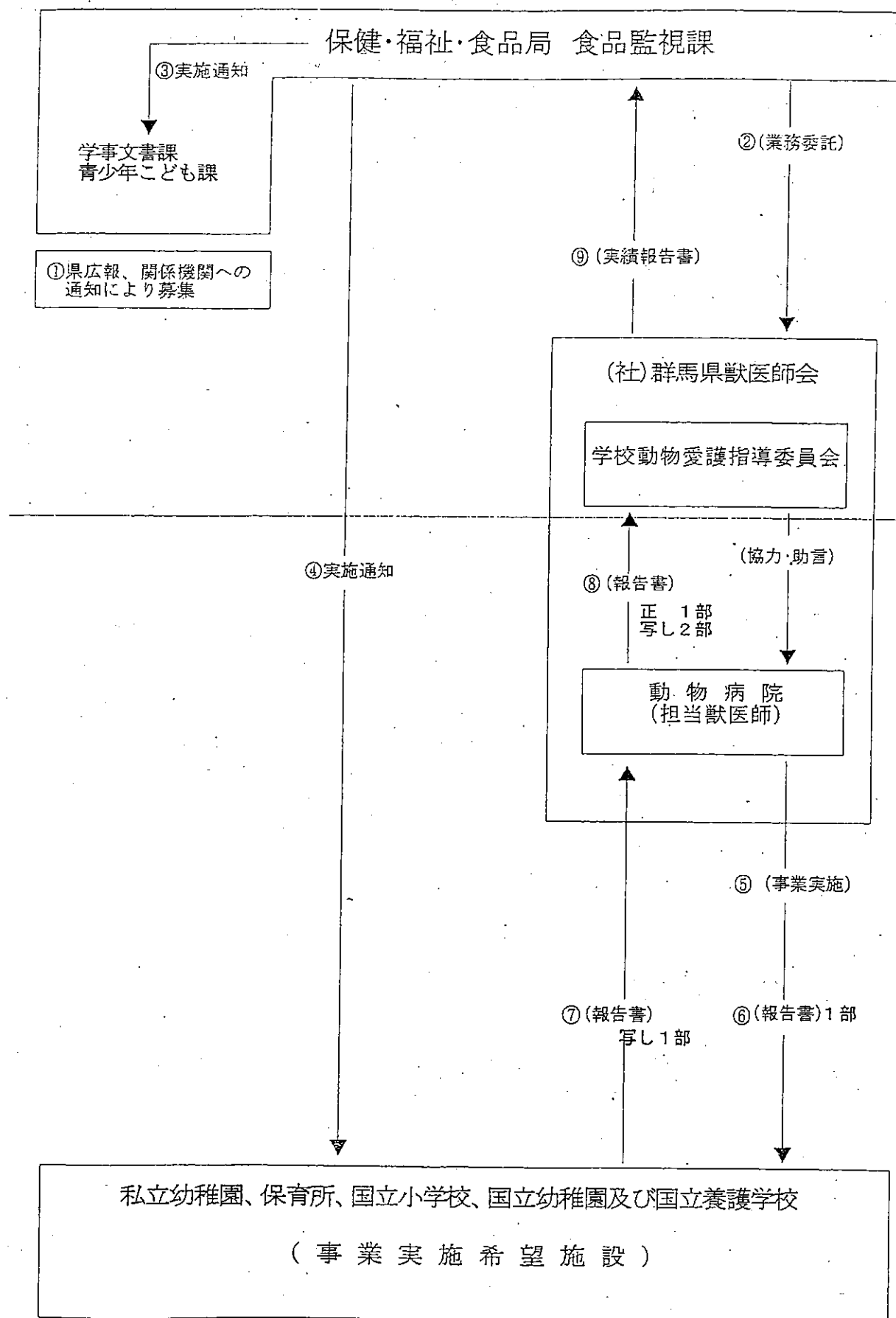
附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年度動物ふれあい教室事業委託契約締結時から施行する。

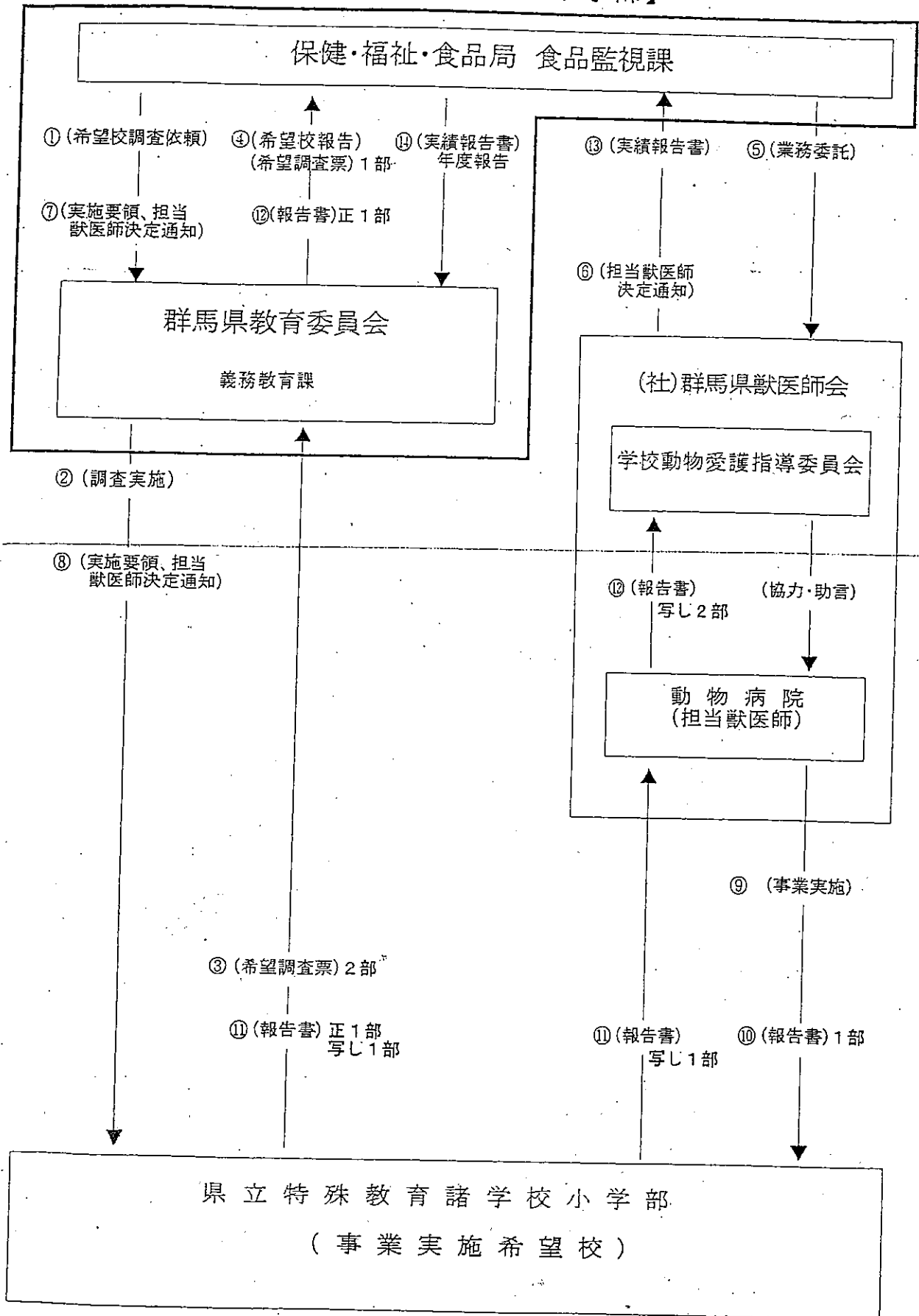
動物ふれあい教室事業実施事務手続き

【私立幼稚園、保育所、国立小学校、国立幼稚園及び国立養護学校】



動物ふれあい教室事業実施事務手続き

【県立特殊教育諸学校小学部】



社団法人 東京都獣医師会 学校飼育動物活動事業要綱

前文

青少年の問題行動が増加し、少年犯罪の頻発、凶悪化、低年齢化の進む中、文部科学省の学習指導要領（解説書）の中に「動物飼育について地域の獣医師との連携と指導」が明記されるようになり、学校飼育動物を通じての体験教育は子どもたちの心の成長に果たす役割が大きいとされている。

また、ヒューマンアニマルボンド（人と動物の絆）の研究において、人と動物の相互作用から生まれる人への好影響が科学的に解明されてきて、そのことは子どもたちの心身の発達のためには欠くことのできないものとなっている。昨今では育児家庭での動物飼育が減少し、特に都市化や少子化の進む東京都においては、学校等での動物飼育はよりいっそう重要になってきている。

これらを踏まえ、本会の学校飼育動物支援活動は、公益法人として、また獣医師という専門家として学校飼育動物の飼育および公衆衛生指導を介して、子どもたちと学校飼育動物の健康を守り、これからの社会を担う子どもたちの情操教育および科学教育を支援することを目的としている。

この活動において、本会は専門的な立場から、教育委員会・学校関係者などと、それぞれの必要性の共通認識を持ち、連携していくことが大切であり、その際に「地域の学校の要請に応じて専門家集団として積極的な活動を行い、実績を積み重ねて徐々に恒久的な連携体制を作るよう、学校や教育委員会に働きかけることが問題解決への早道である。」という認識を会員が共有する必要がある。

また、本会が一体となってこの活動を発展させるためには、現状の問題を真摯に受け止め、活動の方向性を明確に打ち出し、本部と支部とが目的意識を共有できるような体制を構築しなければならない。また各支部への支援体制は、画一的なものではなく、それぞれの支部の置かれている状況に応じて、地域に即した協力体制を整えることが必要である。

そして最終的には、すべての学校に学校獣医師としての会員獣医師の配置が行われ、子どもたちの健全育成に寄与することを目標に活動を推進していくものとする。

名称

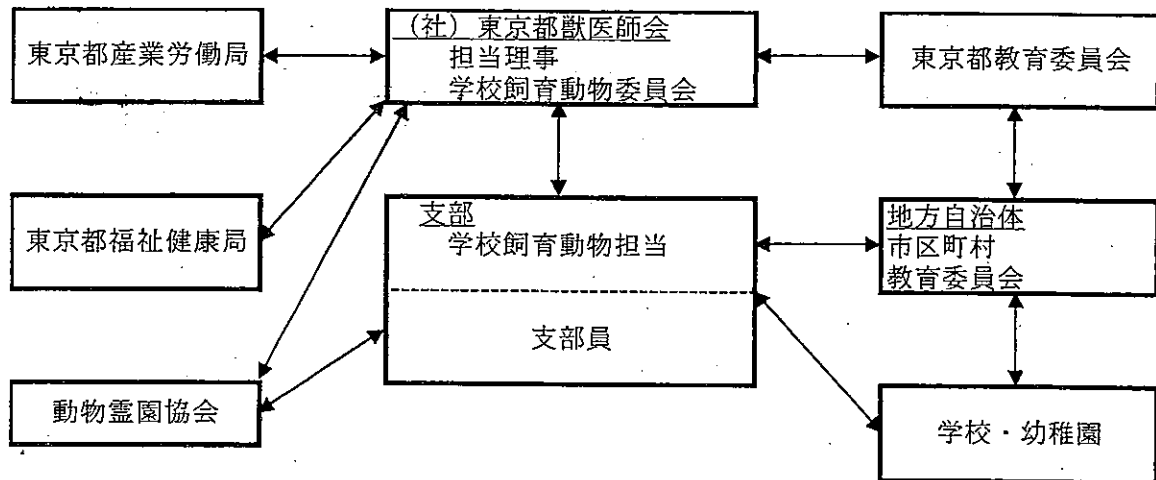
（社）東京都獣医師会（以下、本会と称す）が公益法人として都内学校飼育動物に関わる活動を学校飼育動物活動事業（以下、本事業と称す）といい、本事業はこの要綱に定めるところにより行う。

目的

本事業は、獣医師としての専門的な立場から子どもたちへの情操教育や科学教育、および動物愛護精神の育成を支援し、人獣共通感染症に対する予防および啓発活動を行うことにより、子どもたちの健全育成に寄与することを目的とする。また、そのために、すべての学校に学校獣医師として獣医師が配置されるように配置されるように図るものである。

組織および連携

1. 本会は本事業の推進を図るために学校飼育動物委員会を設置する。
2. 本会の開業支部に学校飼育動物担当者をおく。
3. 本会および支部は以下に示す協力関係を構築し事業の推進に努める。



活動

本事業推進のため以下の活動を行う。

1. 本会
 - ① 本要綱に基づき、支部活動、委員会活動が円滑に進むよう、関係各機関への活動の意義、必要性を発信する。
 - ② 全国の情報を収集し、関係各機関および各支部に対して発信する。
 - ③ 関係各機関への支援要請などの働きかけを行い協議の場をもうける。
 - ④ 全国の獣医師会と連携し、本事業が円滑に進むよう努力する。
2. 学校飼育動物委員会
 - ① 各支部の活動状況を集積、分析し本会へ報告し、助言する。

- ② 各支部の要請に応じて必要な協力、支援を行う。
 - ③ 必要に応じ、関係各機関との協議の場を設ける。
3. 支部
- ① 学校現場を支援するために、地域の教育委員会ならびに学校関係者と緊密な連携を構築し、学校飼育動物の飼育および健康管理に専門的な立場として積極的に関わっていく。
 - ② 各支部で、地域の関係各機関に対して支援要請の働きかけを行うよう努める。
 - ③ 本会および委員会と連絡し、支部の現状等についての報告を行う。

雑則

本事業を推進するにあたり、この要綱に定めない不測の事態が生じた場合は、理事会において状況に応じ協議し適切な措置をとることができる。

附則

この要綱は平成18年5月11日から施行する。

学校飼育動物サポート事業マニュアル

(社) 岐阜県獣医師会

1 事業の目的

獣医師が専門的知識・技術に基づき、学校で飼育されている動物の適正な飼育管理・衛生管理を指導することにより、当該動物の健康を守るとともに、動物からの危害・病気の感染の未然防止による児童の安全の確保を図り、併せて、動物愛護思想の普及、啓発を図る。

2 事業の対象

学校飼育動物を飼育しており、かつ、社団法人岐阜県獣医師会(以下「県獣医師会」という。)と市町村または市町村教育委員会等(以下「市教委等」という。)の間で委託契約を締結している、当該市町村内の小学校、幼稚園等(以下「教育施設」という。)を指導の対象とする。

3 事業の実施者

(社) 岐阜県獣医師会会員とする。

4 事業の実施方法

1) 日程の調整および通知

- (1) 各支部において市教委等および教育施設と予め日程を調整し、指導する担当獣医師を決定する。
- (2) 様式1により県獣医師会へ報告するとともに、市教委等および教育施設に通知(口頭で可)する。

2) 当該教育施設への訪問

- (1) 訪問した場合は、校長、園長または担当教師等と面談し、趣旨説明、業務内容の説明、担当獣医師の紹介等を行う。
- (2) 当該施設における飼育動物に対する考え方(教育方針等)について努めて情報収集に当たる。

3) 業務の実施

- (1) 飼育動物について、個体または群を単位として必要な検査、調査、診断および処置(以下「検査等」という。)を行うとともに、指導を行う。
- (2) 検査等の具体的内容は次のとおりとする。
 - ①飼育状況の把握(飼育舎の構造、環境、飼育管理技術等、)
 - ②健康状態の把握(健康診断、衛生管理技術等)
 - ③糞便検査(病原性大腸菌O-157、サルモネラ菌、寄生虫卵)
 - ④ワクチン接種(ニワトリ、チャボ等に対するニューカッスル病)
 - ⑤その他、担当獣医師が必要と認める措置
- (3) 指導に当たっては次のとおりとする。

- ①児童、担当教師、飼育者等に対し飼育動物に関する質問、相談に応ずる。
 - ②検査等の結果に基づき、飼育管理、衛生管理に関して指導する。
 - ③この際当該施設は教育施設であることに鑑み、会話等には十分な教育的配慮に努めるものとする。
- (4) 指導、検査等の結果については様式 2 サポート記録、様式 3 健康診断チェック・チャートおよび様式 4 報告書に記録する。
- 4) 報告
- (1) 担当獣医師（チームの代表で可）は、事業が完了したら速やかに各支部事務局に、報告する。（年度末は 2 月末日までとする。）
 - (2) 各支部事務局は、市教委等および教育施設に対し文書で指導する。また、これらを取りまとめ、すみやかに県獣医師会に報告する。
 - (3) 県獣医師会は、委託契約書に基づき必要な事項を市教委等に報告する。

(様式1)

事業計画書

平成 年 月 日
(社) 岐阜県獣医師会 支部

月日	時間	教育施設名	担当獣医師	担当獣医師	担当獣医師	担当獣医師	教育委員会

学校飼育動物支援事業

実施マニュアル

平成 19 年 4 月 1 日
公益社団法人新潟県獣医師会
学校飼育動物対策委員会

〔目 的〕

この事業は、新潟県内の小学校等の教育施設(以下「学校等」)において飼育される動物(以下「学校飼育動物」)の健康診断、飼育指導、保健衛生指導及び診療を実施することにより、学校飼育動物が適正に飼育されること、並びに動物飼育が児童、生徒の健全な育成に寄与し、動物愛護精神の普及啓発に寄与することを目的とする。

〔内 容〕

- 事業の実施について、新潟県内の市町村教育委員会(以下「教育委員会」)と新潟県獣医師会(以下「獣医師会」)が学校飼育動物の診療、健康診断及び飼育指導に関する委託契約を締結する。
- 教育委員会は獣医師会と協議し、各学校等を担当する支援事業協力獣医師(以下「学校獣医師」)を定め、学校獣医師は担当校の診療、健康診断及び飼育指導を行う。
- 教育委員会は、事業実施に係る委託料を獣医師会に支払う。
- 獣医師会は、学校獣医師に対し協力費及び診療費補助金を支払う。
- 学校獣医師は、担当する学校等に対し年 1 回、訪問による定期健康診断と飼育指導を行う。
- 診療及び健康診断 1 件ごとに、依頼書及び報告書を作成し、教育委員会、学校等、学校獣医師及び獣医師会で保存し、年間集計を行う。
- 学校獣医師は、毎月、診療明細報告書を作成し、翌月 5 日までに獣医師会に提出する。
- 獣医師会は、必要に応じて飼育担当教職員及び児童、生徒に対し動物飼育の指導を行う。
- 獣医師会は、動物愛護精神の普及、啓発と人獣共通感染症に対する正しい知識の普及を図るための飼育担当職員を対象とした講習会が開催されるときは、これに協力する。
- 学校等、保護者、教育委員会及び獣医師からなる協議会を設置し、事業の円滑な実施を図る。

〔対象施設〕

事業の対象とする施設は、動物を飼育する公立の幼稚園、小学校、中学校及び養護学校とする。

〔対象動物〕

事業の対象とする動物は、委託契約の対象となった学校等で飼育されている全ての動物とする。

〔対象診療科目〕

内科、外科を問わず、全ての疾病を対象とする。

〔診療料金〕

- 獣医師会が定める「学校飼育動物診療料金基準表」により算定する。この表に記載のない項目については、診療指針による料金の1.3倍として計算する。細かい処置料など見落としのないよう計算すること。消費税は診療料金の中に含まれる。
- 飼育に関し指導を行った場合は、軽微なことでも飼育指導欄に記入し、飼育指導料を請求する。
- フード、ケージ等は実費程度を請求する。

〔診療費の範囲〕

- 委託契約における無料診療は、平常時における診療で、1件につき30,000円を限度とし、それを超える診療費は別途契約外診療とし、「基準表」により算定した額の80%の額を請求する。
- 1件につき30,000円を超える契約外診療になることが予想される場合は、事前に学校等の了解を得て診療を行う。
- 1疾病が完治するまでを1件とするが、慢性疾患等診療が長期にわたる場合には、区切りのよいところで1件として処理する。
- 契約外診療は、終了後直ちに獣医師会に報告する。

〔協力費〕

担当校1校につき、委託契約時の算出された健康診断料、飼育指導料1校分を支払う。
また、診察料(無料診療)は、「基準表」により算定した額の概ね80%の額とする。

〔診療補助金〕

30,000円を超える診療に対しては、診療費総額の80%の額を診療補助金として獣医師会から支払う。

〔市立保育園、私立の幼稚園、保育園〕

- 委託契約における対象施設には含まれないため、無料での診療、飼育指導の対象とはならない。
- 診療した場合は、診療費は直接「園」に請求するものとし、その額は「基準表」により算定した額の80%とする。

学校飼育動物支援事業実施規則

(目的)

第1条 新潟県内の小学校等の教育施設（以下「学校等」という。）において飼育される動物（以下「学校飼育動物」という。）の健康診断と飼育指導、保健衛生指導並びに診療を実施することにより、学校飼育動物が適正に飼育されること、並びに動物飼育が児童、生徒の健全な育成に寄与し、動物愛護精神の普及啓発に寄与することを目的とする。

(学校飼育動物対策委員)

第2条 事業の円滑な推進を図るため学校飼育動物対策委員（以下「地区委員」という。）を置く。委員の定数は15名以内とし、地区から各1名（新潟地区は2名とする。）を選任する。その任期は2年とする。

委員は、学校飼育動物対策委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

(事業の実施)

第3条 事業は、新潟県内の市町村教育委員会（以下「教育委員会」という。）と新潟県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）の委託契約に基づき実施する。

(2) 事業の内容は、学校飼育動物の診療、飼育指導及び健康診断並びに児童、生徒及び教職員への保健衛生指導及び動物愛護精神の普及、啓発業務とし、別に定める「学校飼育動物支援事業実施要領」により実施する。

(3) 契約に係る委託料は、別に定める「学校飼育動物支援事業委託契約料算出規定」により算出する。

(4) 教育委員会は、委託契約による委託料を県獣医師会に支払うものとし、県獣医師会は事業協力獣医師（以下「学校獣医師」という。）に対し委託料相当額を協力費として支払うものとする。

(5) 診療費は、別表の「学校飼育動物診療料金基準表」により算出した額とする。

(6) 1件30,000円を超える診療費（受託外診療）については、(5)により算出した診療費の80%の額を請求するものとし、教育委員会から支払われた診療費は、県獣医師会が学校獣医師に対し診療補助費として支払うものとする。

(7) 事業の実施に係る細部については、別に定める「学校飼育動物支援事業実施マニュアル」による。

(委託契約によらない診療等)

第4条 委託契約のない学校等から診療の依頼を受けたときは、通常の動物診療の対応となるが、第3条第2項の「学校飼育動物支援事業実施要領」に定める「学校飼育動物診療依頼書」を学校等から提出してもらうとともに、診療終了後は学校長に「学校飼育動物診療報告書」を提出するものとし、別紙様式により年間の診療実績を取りまとめ地区委員に報告する。

(2) 診療費の請求は、別表の「学校飼育動物診療料金基準表」により算出した額の80%の額を依頼を受けた学校等に請求するものとする。

(3) 健康診断、飼育指導等の依頼を受けたときは、地区委員と相談のうえ、できるだけ対応するものとし、別に定める「学校飼育動物健康診断・飼育指導モデル事業」を活用する。

(講習会及び生活科授業)

第5条 学校等から講習会、生活科授業等の依頼を受けたときは、地区委員と相談のうえ、できるだけ対応するものとする。

(2) 県獣医師会は、生活科授業等で使用する教材として、二人用聴診器、実験用心音計及び紙芝居セットを各地区委員に配付する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から実施する。

学校飼育動物事業委員会運営要項

(名称および目的)

第1条 この委員会は学校飼育動物事業委員会（以下、「委員会」という）と称し、社団法人滋賀県獣医師会事業運営委員会設置規程にもとづき、本会の健全な発展に資するため設置する。

(任 務)

第2条 委員会は以下の事項を所掌するものとする。

- (1) 本会の円滑な運営を図るため、学校飼育動物事業に関する必要な事項
- (2) 理事会の諮問事項
- (3) その他に委員会が必要と認めた事項

(組 織)

第3条 委員は、各部会より推薦いただく。

- 2 学校飼育動物事業委員会委員長（以下、「委員長」という）は、委員の互選により定める
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員会は、委員長が招集する。
- 5 委員長は、会議の議長となり、委員会を統括する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 委員長は、必要に応じ有識者等の出席を求め意見を聞くことが出来る。

(そ の 他)

第4条 この運営事項に定めのない事項については、必要により委員会に諮って委員長が定める。

付 則

- 1 この運営要項は、平成15年 4月30日から適用する。

学校動物等調査研究活動実施要領

1 目的

小学校において、児童の動物に対する親しみや愛護心を育てるとともに、動物の生態や生存環境等への調査研究活動を活性化するため、飼育動物等の専門家との連携のもと、「やるキッズ支援事業」の一環として学校動物等調査研究活動を実施する。

2 活動内容

学校において次のような取組を行う。

- (1) 獣医師の専門的な指導・助言を得ながら、動物の生態や生存環境等について児童が主体的に行う調査研究活動を支援する。
- (2) 獣医師の指導・助言を受けながら、学校における飼育動物の世話や病気の処置等の活動を行うことにより、飼育の方法や動物愛護の心を身につけさせる。

3 実施方法

(1) 実施形態

ア 各学校においては、獣医師会が指定した協力医から、児童の調査研究活動に関する内容や方法面についての指導・助言を受ける。

イ 県獣医師会との連携のもと、小学校（各教育事務所管内数校程度）で実施する。

ウ 取組の期間は、「やるキッズ支援事業」で調査研究費を支給する年度までとする。

(2) 獣医師会との連携

ア 支援活動を円滑に実施するため、県教育委員会と県獣医師会は、実施手続等の基本的事項について覚書を締結し、これに基づき毎年度の活動を調整する。

イ 調査研究体験活動の具体的な実践については、当該の学校と獣医師が事前に調整する。

(3) 実施の計画や報告

実施校は、「やるキッズ支援事業」に従い、実施計画書及び実績報告書を提出する。

市区町村行政との連携構築に向けて

中川美穂子（学校獣医師の役割と診療より）

行政との連携がない地域で、獣医師会が連携に向けて活動を興すための方向を示す。

議員の協力を得るためにも、以下の実績が重要である。獣医師会の支援の広がりや教育関係者の理解があって、議員による行政への働きかけは可能になるだろう。

(1) 会員の学校に関する活動状況の把握

獣医師会は、個人的実践を含む支部の行政単位の活動について報告を受け、又は調査して、それを獣医師会の実績として会員に示し、また県、市町村の教育行政や日本獣医師会に報告する。(図1) なお、この実績報告は、契約のある地域でも、もちろん事業終了届けとして行政に示すことで、お互いの事業確認になるので重要である。

(2) 会員に事業要項を決めて活動の指針を示す。

(3) 会員向け学校への関わり方の講習会を開催する。

日本獣医師会は、会員向け、あるいは教員向けの講演者を紹介している。

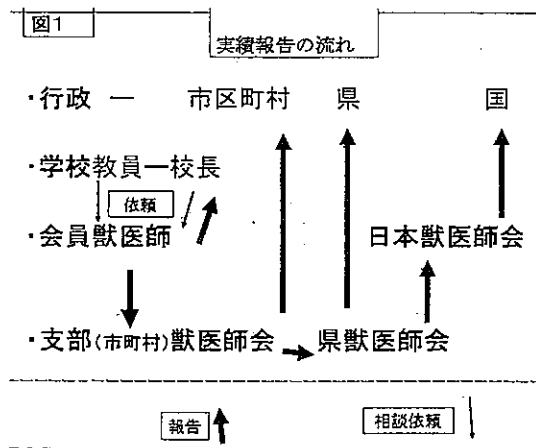
(4) 教育委員会に、今までの支援実績データをそえて、支援を申し出る

会員の支援実績を添えて、(支部) 獣医師会長が、教育委員長に、動物飼育に関する相談窓口開設を申し出、管内の対象施設に案内するように要望する。資料として、毎年の日本獣医師会の調査報告(全国獣医師会と自治体の連携の資料)を活用する。(図1)

(5) 行政に、学校の動物飼育支援のために獣医師会との連携を求める。

毎年行政並びに議員連に実績を報告することで、連携契約締結につなげる。なお、学校には費用負担を求めない連携体制にする。

契約に際して、教育委員会には、治療費ではなく獣医師会の学校飼育活動への支援体制の対価を求める。また、行政の獣医師会への反応にかかわらず、獣医師会は、毎年集積した会員の実績を報告し、理解を得られるように進める。



(6) 教員と獣医師の共通理解のために講習会を継続して開催する。

実施日程や方法などを、立案の段階から教育委員会や各県の小学校生活科教育研究会や

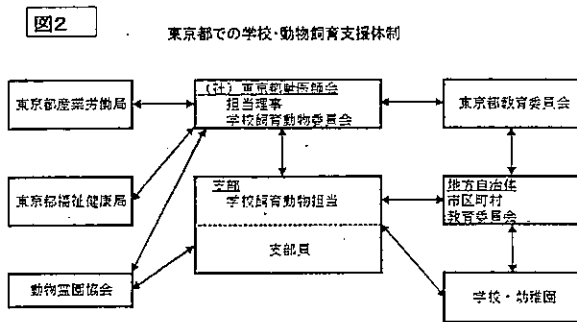
道徳、あるいは特別活動などの関係する小学校教育の研究会に、相談することが重要。彼らが教育に必要と理解すれば、人集めに協力してくれるだろう。

当初は獣医師会主催で開催するが、本来は教育委員会が主催すべきであり、それへの移行を目指す。

7 家畜部門と衛生部門との協力

学校支援のために、開業部会と役所の生活衛生部や農政部との協力体制を作る。(図2)

8 動物霊園業者の協力を得て、動物の埋葬を支援できると良い。



社)東京都獣医師会 学校動物飼育支援事業要綱